

## 社団法人日本天文学会は臨時総会の議にもとづき科学研究費 補助金配分問題に関して次のように態度を表明します。

### 声 明

科学研究費補助金の配分はこれまで日本学術会議のもとに研究者の自主性にもとづいておこなわれておりました。しかるに今年度、この審査委員の選任を実質的に文部省・学術審議会にゆだねる新配分方式を文部省は提案し、日本学術会議、関係学・協会、研究者との合意が得られぬまま今年度の審査委員を異例な方法で選任し、配分決定を行ないました。

本来、科学の正しい進歩発展のためには研究者の自主性と民主的総意の尊重が必要不可欠であり、それを支える研究費の配分もまた同じ基盤の上に立ってなされるべきであります。この原則にてらしてみるとき、今回の新配分方式案には重大な疑問があります。同時に、われわれは文部省が日本学術会議の再三の申し入れを無視し今年度の配分を一方的に行なったことに遺憾の意を表明します。

われわれはここに日本学術会議がわが国の研究者の総意を代表する唯一の機関であることをあらためて確認し、日本学術会議がとってきた科学研究費補助金配分問題に関するこれまでの態度を支持するものであります。

1968年10月3日

社団法人 日本天文学会

## 科学研究費配分問題について

昭和43年9月26日付で標記の問題について理事長が臨時総会の招集状を各会員に配布しました。臨時総会招集ということは今まで多分なかったことであり、また期日の直前に招集が行なわれたので、種々連絡上に難点があったことですが、年会という比較的多くの会員が集まる時期を選んだため、急に開かれることになりました。

そもそも科学研究費補助金というものはわが国の科学をその根底から振興させるための研究費であり、大学等の経常研究費ではまかなえないような経費を要する研究であって学術的に重要なものを選んで、研究を遂行するに十分な研究費を補助する目的で設けられたものです。戦前は文部省内の学術研究会議が、戦後日本学術会議の発足後は同会議の意見をききながら文部省の学術奨励審議会が配分を行なって来ました。学術会議は昨年度までその配分を審査する審査委員を推薦していました。この推薦のもとになったのは関係学協会で、天文の分野では日本天文学会がその推薦を行ってきたわけです。

一昨年学術奨励審議会は分科会を設けて、運用上の改善策を検討し、昨年学術審議会が発足するとともに、この問題は同会の特別委員会に引きつがれました。文部省・学術審議会側の意見としては研究費の配分が総花的になっているきらいがあること、分野間のわけ方に問題があることなどを指摘しています。また審査を二段階にわけ学術会議がその審査委員の定数の1.5~2倍の候補者を推薦し、文部省側でその中から委員を決定するという案も含まれています。一方学術会議側では研究費の配分方法を検討することは原則的に認めてはいても、これは科学全般にわたる問題であり、急激な改変には今すぐは従えないこと、とくに審査委員の推薦、決定方法に疑問があるとしています。第二段階の審査委員の候補者も学術会議の自主性にまかせてほしいと述べています。二段階にわけるとするのは、第一段階ではおのおのの申請書に評点をつけ、第二段階ではそれにもとづいて配分額の決定をするということです。

学術審議会のこの問題に関する審議の中間報告が学術会議側におくられ(42年11月)、一部学術会議の要望が取入れられたのですが、両者の意見一致は得られなかったのです。ことに昭和43年度は、このような委員の新しい選出方法は、内部的にいろいろ議論もしなければならぬので時間的には間に合わないから従来通りの方法で行なうように学術会議は希望した(42年12月、43年2月)のですが、文部省は43年度から実施することが、予算編成上からも必要だとして、独自に委員を決定してしまったのです(43年6月)。この間学術審議会の茅会長は43年度かぎりということで、1)新方式は認める、2)学術会議は定数を上廻る候補者を順位をつけて決め、第二段審査委員として推薦する候補者にはその旨を付記し、3)学術審議会はこの推薦を尊重する、といういわゆる茅調停案をだしたのですが、学術会議側では、いそいで変更する理由がはっきりしないということでこの調停をことわりました(43年2月)。

要するに学術会議側はこの補助金は国策的なものではなく学術的に判断すべきであり、学術会議が科学者を代表する唯一の機関であることから、補助金配分は学術会議の自主性にまかせてほしいというわけです。一方、文部省側では補助金配分の権限は文部大臣にある以上大綱についてはともかく、委員の人選、金額の決定は最終的には文部省が行なうべきだといっています。学術会議側はいままで慣行もこれにそって来ていることを強調し、4月26日第50回総会でもこの点を確認し声明を発表しました(資料1)。

このようにして今年度は非常に変則的な形で研究費補助金が配分されることになりましたが、これについて科学者の一部では補助金を返上するという動きもあり、かなり混乱した事態になりました。天文学会としてどのような態度をとるべきかについては学会内部の各層でいろいろと異なった意見もありましたが、理事会としてはこの問題に関する総会開催の要請が出て来ましたので(資料2)、定款第39条に該当するものとして開催することにしました。

さて総会は昭和43年10月3日午後6時より京都府立勤労会館で開催されました。出席者は129名、議長は清水理事長、議事はまず総会開催要請に至った理由を大木俊夫氏が説明し、議事についての希望を述べました。ついで広瀬秀雄学術会議会員がまず問題の経過をのべ、学術会議の線を自分も守ると発言し、最後に朝永振一郎学術会議会長から出された学術会議のフィロソフィーと、実際に審査にあたった藤田良雄審査委員会理学小委員会幹事が学術審議会科学研究費分科会会長あてに出された要望書の内容を要約しました。つぎに清水理事長から学会、とくに理事会、理事長としていままでの経過の説明

があり、いままではこの問題に多くはタッチしていなかったことを述べました。続いて竹内端夫氏より学術会議と学協会との懇談会の報告があって一般討論に入り、関口(問題の背景)、横尾(広)(大学院問題)、原田(学会の体制)、海部(学会が学術会議をバックアップすべき)氏等の意見が出されました。

最後に大谷浩氏が決議案を上程し、同氏より提案理由の説明があって、討論の後“些少な字句の訂正を含めて採決”することが議題になり、投票の結果採決を可とするもの104、否16、白票5で声明文が決議されました。散会は20時45分、なお訂正後の声明文は別掲の通りです。(庶務理事 青木信仰)

#### 資料1. 科学研究費補助金に関する学術会議第50回総会決定事項(昭和43年4月26日)

##### 1. 科学研究費補助金について(声明)

日本学術会議は、発足以来20年、日本学術会議法制定の趣旨に則り、同法第2章職務及び権限の諸規定及び慣行にしたがって、科学研究費のあり方、配分等につき意見を述べてきた。しかるに昨春秋、文部省に学術審議会が設置されて「科学研究費補助金の運用上の改善策について」の答申がなされ、昭和43年度においてこれが施行されるに際し、日本学術会議は、一つにはなお種々検討さるべき点が残されていること、またとくに昭和43年度から新方式による審査委員候補者の推薦を行なうことは実施上においても不可能なことをあげて、昭和43年度は従来通りの方式で行なわれるよう政府に申し入れたが、不幸にしてこの意見が入れられなかったことはきわめて遺憾である。

日本学術会議は、ここに今回本会議のとして来た態度に誤りがなかったことを確認し、将来この問題について政府がより慎重に日本学術会議の意見を徴し、遺憾なきを期せられることを強く希望し、ここにこれを声明する。

##### 2. 科学研究費補助金について(申合わせ)

昭和43年度科学研究費補助金の配分が変則的な形で行なわれるに至ったことはきわめて遺憾であるが、昭和44年度以降の本件の取扱いについて、日本学術会議が科学者の自主的民主的精神を堅持し文部省等と話し合いを進めるに際し、次の各項を確認しておくことが必要であると考える。

##### 1. 文部省科学研究費補助金のあり方についての原則的諸課題

- (1) 科学研究費補助金の配分が正しく行なわれるためには、学・協会との連絡とその協力が不可欠である。
- (2) このことについて、学・協会との連絡を行ない、協力を求めることは日本学術会議を通じて行なうことが最も適当である。

なお、科学研究費補助金は、本来他の予算と異なり、一括してその金額を予算に計上し、その配分については、科学者の自主性に任せることが望ましい。

## 2. 文部省科学研究費補助金の審議、運用について守らるべき措置

- (1) 第二段審査会審査委員については、従来の慣行に従い日本学術会議の推せんを受け、その順位を尊重すること。
- (2) 審査の大綱ならびに配分基本方針についても、従来通り日本学術会議に意見を求め、これを尊重すること。
- (3) 科学研究費補助金の個々の配分に際しては、学術会議が推せんした委員がこれに当ること。
- (4) 第一段審査会審査委員の専門・分科およびその定数の決定に際しては、より慎重に検討し、特に境界領域について配慮すること。その際学術会議の意見を徴すること。

**資料 2.** 日本天文学会臨時総会開催要請（昭和43年9月25日）

日本天文学会定款第39条のっとり、下記の議題による臨時総会の開催を連名をもって要請いたします。開催

時期は来る10月に開かれる天文学会秋期年会が最適と考えます。

### 議題 「科学研究費の配分問題について」

理由 科学研究費配分法をめぐって、学術会議と文部省の間に根本的対立が生じ、本年度は大きな混乱が起きました。この問題の重大性に鑑み、天文学会としての意志、ことに来年度の配分問題にどのような態度で臨むかを総会の場で十分論議し、方向を定めることが現在必要と考えられます。

天文学会理事長殿

世話人 清川正男（外61名）

（署名人は省略）

### 議事運営についての付帯事項

総会の際、広瀬学術会議会員に以下の二点について報告をうけ、討論の基礎としたいと考えます。よろしく御取りはからいを願います。

1. 科研費問題についての学術会議の態度
2. 天文学会における今年度の科学研究費配分実施の経過説明。（この点について、関係者による配分についての説明もお願いしたいと考えます。）

## われわれはなぜ臨時総会の開催を要請したか？

大 木 俊 夫\*

### 《はじめに》

この10月初旬、恒例の日本天文学会秋季年会が風光明媚の地、京都で開かれた。ただ、恒例でなかったことはこの機会に天文学会の臨時総会が開催されたことである。議題は「科学研究費の配分問題について」であった。天文学会の定款には、特別会員10名以上の要求があれば総会を開かねばならぬとされている(第39条)が、この臨時総会は、特別会員62名の要求によって開かれたものであった。この条項を適用した総会開催は、おそらく日本天文学会が明治41年に創立されてはじめてのものとおもわれる。

このような異例な総会の開催について、会員のなかにはいろいろ疑問をもたれた方もおられたようで、理事会に質問や意見をお寄せくださった方も多きときいている。われわれ総会の開催を要請した側としては、もちろん総会の席上でその真意を説明したけれども、会員の全員が出席しておられない以上、月報誌上でもやはり説明

する義務があると思う。

### 《科研費とは？》

最初に、問題となった科学研究費についての説明が必要だろう。

天文学にかぎらず、各研究機関で種々の研究をすすめていくためには、いろいろと金がかかる。これは予算という形ででているが、これが十分潤沢にあるならば別に問題ない。しかし、御多聞にもれず、これは非常に窮屈である。話を具体的にするために、私の属している地方大学のある講座（天文・地球物理学講座）の例をとってみよう。ここに、今年度配分された予算額は通信費や暖房費などの経費を除き60数万であった（いわゆる校費と呼ばれるぶん）。天文のほうで使えるのはこのうち40万ながしとみてよい。ちょっとみると、決してすくない額ではないようにみえるかも知れない。しかし、私たちの場合、これで実習指導を含めた学生の教育、4年生の卒業研究指導をしなければならない。今年度、私のところでは星野カメラ(23万)、写真測定用マイクロメーター

\* 福島大学教育学部